

JICPAサステナビリティ・ウェビナーシリーズ 第1回 サステナビリティ総論

高崎経済大学 学長
水口 剛



Sustainable Development (持続可能な発展)

国連環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)
1987年報告書『Our Common Future』

「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たす開発」

- 途上国の貧困・経済格差の解消と地球環境保護の両立
- 課題の深刻化 → 気候変動、生物種の絶滅
- 課題の拡大 → 強制労働、児童労働、ジェンダー差別、少子高齢化

環境と開発に関する国際連合会議

1992年 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）

ブラジルサミット、リオサミットとも呼ばれる。

- 環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）
- アジェンダ21（宣言を実施するための行動計画）
- 森林原則声明
- 気候変動枠組み条約（同年の国連総会で採択）
- 生物多様性条約に調印

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議 （ヨハネスブルグ・サミット）

2012年 国連持続可能な開発会議（リオ＋20）

コフィ・アナン事務総長の構想力

1997年1月 - 2006年12月 第7代 国連事務総長

2018年8月 逝去

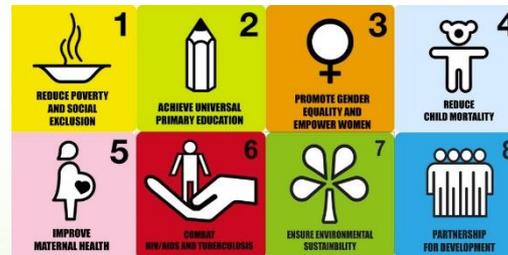


United Nations
Global Compact

1999年 ダボス会議
で提唱



2006年
NY証券取引所



MDGs
2000年、国連ミレニアム
サミット



2030 Agenda for Sustainable Development

持続可能な開発のための 2030アジェンダ

前文

宣言

SDGs



- 2015年9月に国連総会で採択
- タイトルは Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development
- 前文、宣言に続いて、17のゴール、169のターゲットを示した。

2030 Agenda の概要

前文第1段落

This Agenda is a plan of action for **people, planet and prosperity**

人間と地球と繁栄のための行動計画

前文第1段落

eradicating poverty in all its forms including extreme poverty, is the greatest global challenge and an **indispensable requirement** for sustainable development.

あらゆる形の貧困を撲滅
持続可能な開発のための不可欠の要件

前文第2段落

we pledge that **no one** will be **left behind**.

誰一人取り残さない

Climate change is one of the greatest challenges of our time and its adverse impacts undermine the ability to achieve sustainable development.

気候変動は最大の課題の1つ。持続可能な開発を実現する力を削ぐ。

前文 Peace

There can be no sustainable development without peace and no peace without sustainable development.

平和のないところに持続可能な開発はなく、持続可能な開発なしに平和はあり得ない。

SDGsのターゲット(抜粋)

目標2 飢餓を終わらせる

2.4

2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。

目標5 ジェンダー平等

5.5

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

目標7 エネルギー

7.2

2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

目標8 働き甲斐のある仕事

8.5

2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

SDGsのターゲット(抜粋)

目標10 不平等の是正

10.1

2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。

目標12 持続可能な生産と消費

12.2

2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

目標13 気候変動

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標15 陸域生態系

15.2

2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

パリ協定とその後

2015年 COP21(パリ)

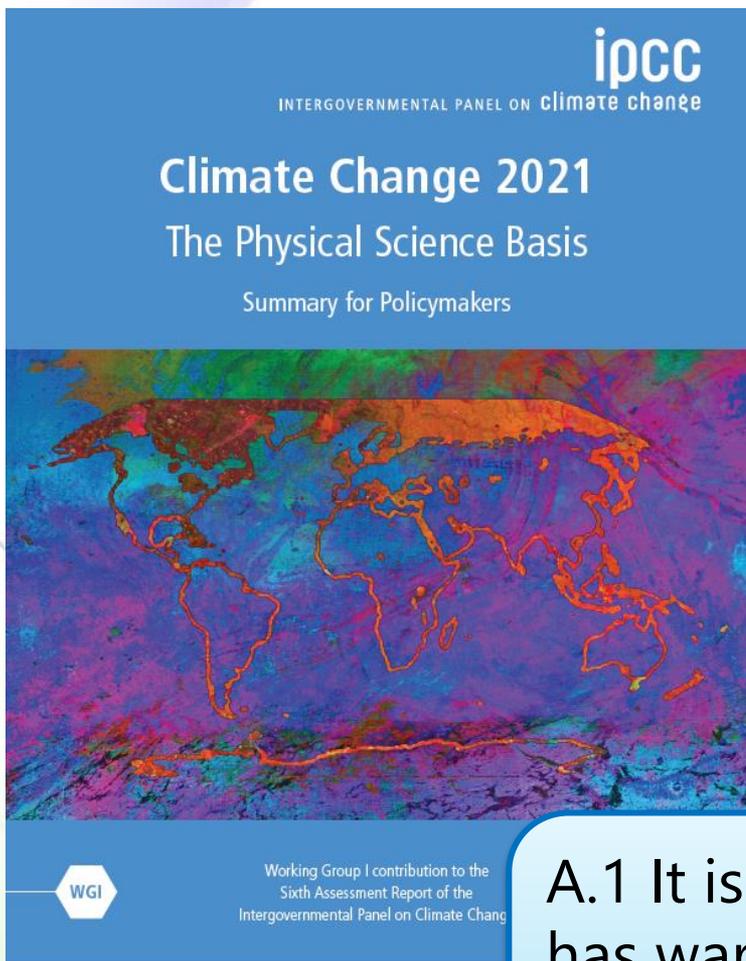


- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保ち、 1.5°C に抑える努力をする
- そのため、温室効果ガス排出量を今世紀後半のできるだけ早い時期にネットゼロとする。

2021年 COP26(英国・グラスゴー)

- グラスゴー気候合意の採択
- パリ協定の 1.5°C 目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求める。

IPCC 第6次評価報告書



気候変動に関する政府間パネル
(Intergovernmental Panel on Climate
Change: IPCC) 第6次評価レポート
第1作業部会(自然科学的根拠)

2021年8月9日公表

第2作業部会(影響・適応・脆弱性)

2022年2月28日公表

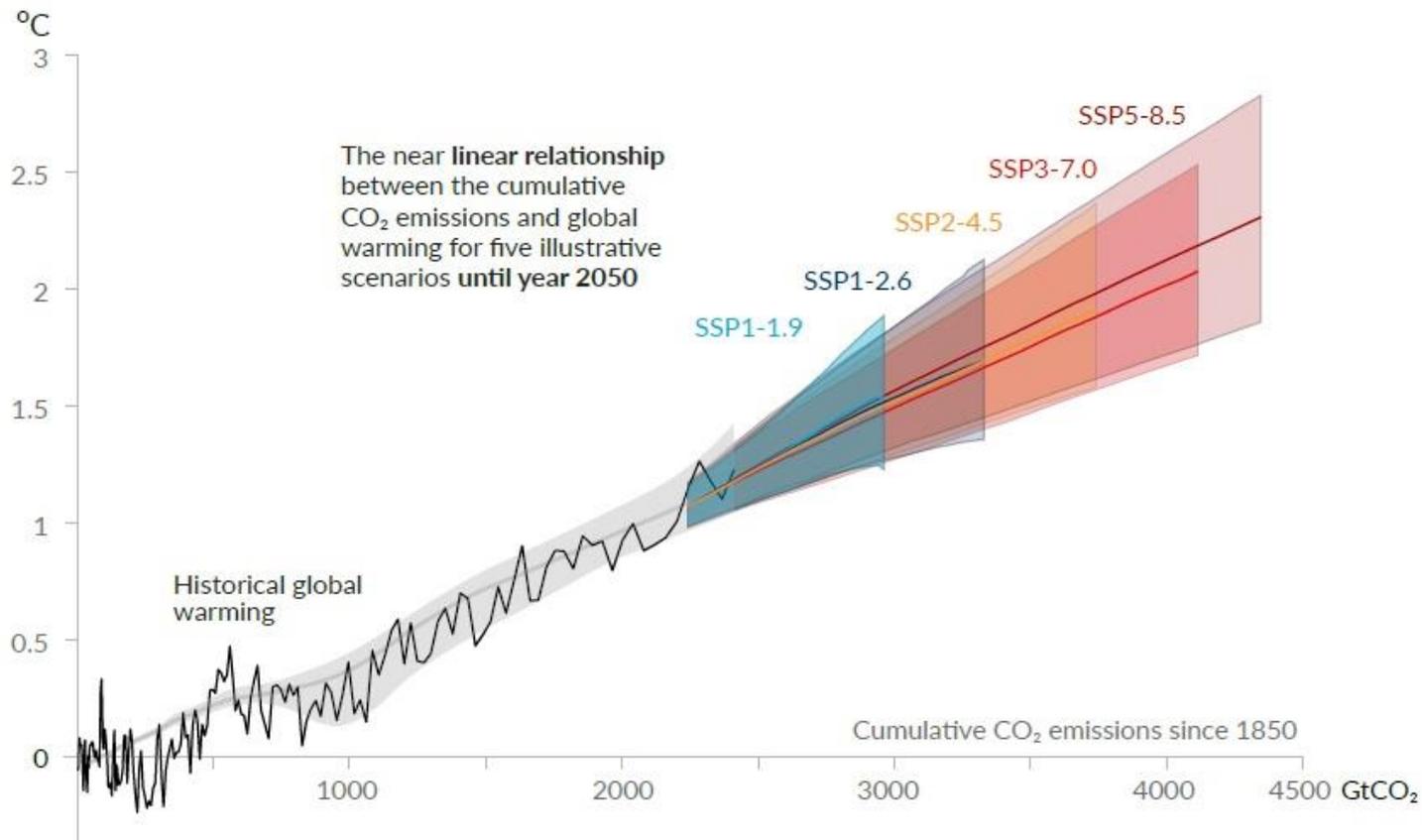
第3作業部会(気候変動の緩和)

2022年4月4日公表

A.1 It is **unequivocal** that human influence has warmed the atmosphere, ocean and land. 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには**疑う余地がない**。(WG1)

累積CO₂排出量と気温上昇

Global surface temperature increase since 1850-1900 (°C) as a function of cumulative CO₂ emissions (GtCO₂)



出所: IPCC第6次評価報告書(第1作業部会)、P.37より抜粋。

日本の脱炭素に向けた流れ

2020年10月 2050年カーボンニュートラルを宣言

2021年4月 2030年に温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減を表明

2021年5月 地球温暖化対策推進法(温対法)改正

2022年5月 クリーンエネルギー戦略中間整理

2022年7月 GX(Green Transformation)実行会議

GX実現に向けた基本方針

2023年2月10日閣議決定

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- ・ 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- ・ 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- ・ 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- ・ 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- ・ 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- ・ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- ・ 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- ・ 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

④その他の重要事項

- ・ 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- ・ 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- ・ サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では権益を維持。
- ・ 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- ・ この他、カーボンサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- ・ 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- ・ 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- ・ 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- ・ 直ちに導入するのではなく、GXに取り組み期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

- (i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度~】
- (ii) 発電事業者等に、EU等と同様の「有償オークション」*を段階的に導入【2033年度~】

* CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの

- (iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度~】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- ・ GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- ・ トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- ・ 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- ・ リスキリング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- ・ 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- ・ 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

生物多様性の危機



- ✓ 「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」が、**2019年4月29日**に採択したレポート
- ✓ 動植物全体で、**100万種**が**絶滅の危機**に瀕している。
- ✓ 主な原因は①土地・海洋利用の変化、②直接的な捕獲、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入

COP15 (生物多様性条約第15回締約国会議)



第1部 2021年10月11日－15日
中国・昆明＋オンラインで開催

第2部 2022年12月7日－19日
カナダ・モントリオールで開催

「昆明・モントリオール生物多様性枠組
(Kunming-Montreal Global biodiversity
framework)」を採択

Global Biodiversity Framework

Section H Global Targets for 2030

(TARGET 3) Ensure and enable that by 2030 at least 30 per cent of terrestrial and inland water, and of coastal and marine areas, especially areas of particular importance for biodiversity and ecosystem functions and services, are effectively conserved and managed. (2030年までに陸地と海の30%を保全する)

ILO 強制労働報告書2022年版



International
Labour
Organization



IOM
UN MIGRATION

Global Estimates of Modern Slavery

Forced Labour and Forced Marriage



September 2022

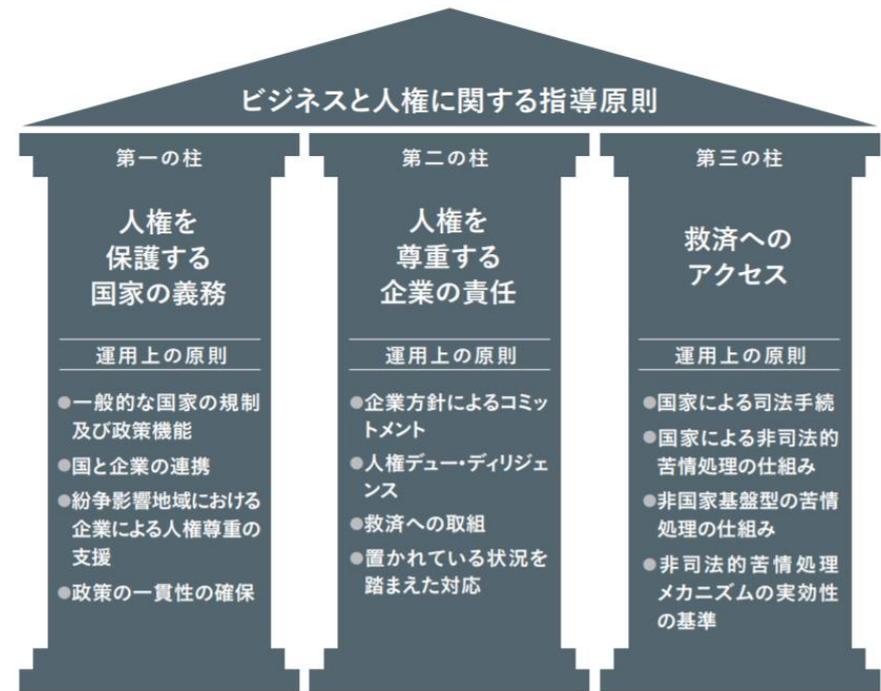
2021年時点で4,960万人が現代的奴隷

うち、2,760万人が強制労働
2,200万人が強制結婚

これは、1,000人いれば、3.5人が強制労働で、2.8人が強制結婚であることを意味する。

ビジネスと人権に関する指導原則

- 2005年、国連の人権理事会は、ハーバード大学ケネディスクールのジョン・ラギー教授を、国連事務総長特別代理に任命
- 2008年、人権理事会に『ビジネスと人権に関するフレームワーク』（ラギー・フレームワーク）を提出。



- 2011年、国連の人権理事会に、『ビジネスと人権に関する指導原則 (Guiding Principles)』を提出。採択。
- 2011年、国連に「ビジネスと人権に関する作業部会 (Working group)」を設置。

ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)

2020年10月策定

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者、外国人技能実習生等)

イ. 子どもの権利の保護・促進

- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 子どもに対する暴力への取組
- スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- インターネット利用環境整備
- 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進

エ. 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓発
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向・性自認への理解・受容の促進
- 雇用分野における平等な取扱い
- 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い

カ. 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

- 「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底

イ. 開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話

エ. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、行動計画等の周知
- 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外における国際機関の活動への支援

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCP(国別連絡窓口)の活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化(労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)
- 裁判外紛争解決手続の利用促進
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

EU Sustainability due diligence directive

Corporate sustainability due diligence

Fostering sustainability in corporate governance and management systems.

欧州委員会が2022年2月
23日に提案



On 23 February 2022, the Commission adopted a proposal for a Directive on corporate sustainability due diligence. The aim of this Directive is to foster sustainable and responsible corporate behaviour and to anchor human rights and environmental considerations in companies' operations and corporate governance. The new rules will ensure that businesses address adverse impacts of their actions, including in their value chains inside and outside Europe.

欧州の大企業にデューデリジェンス
を義務づける指令

● Council of the EU Press release 1 December 2022 11:15

Council adopts position on due diligence rules for large companies

The Council has adopted its negotiating position (directive). This directive will enhance the protection

欧州理事会が2022年
12月1日に採択

欧州議会が2023年6月1日
に一部修正して採択

European Parliament
2019-2024



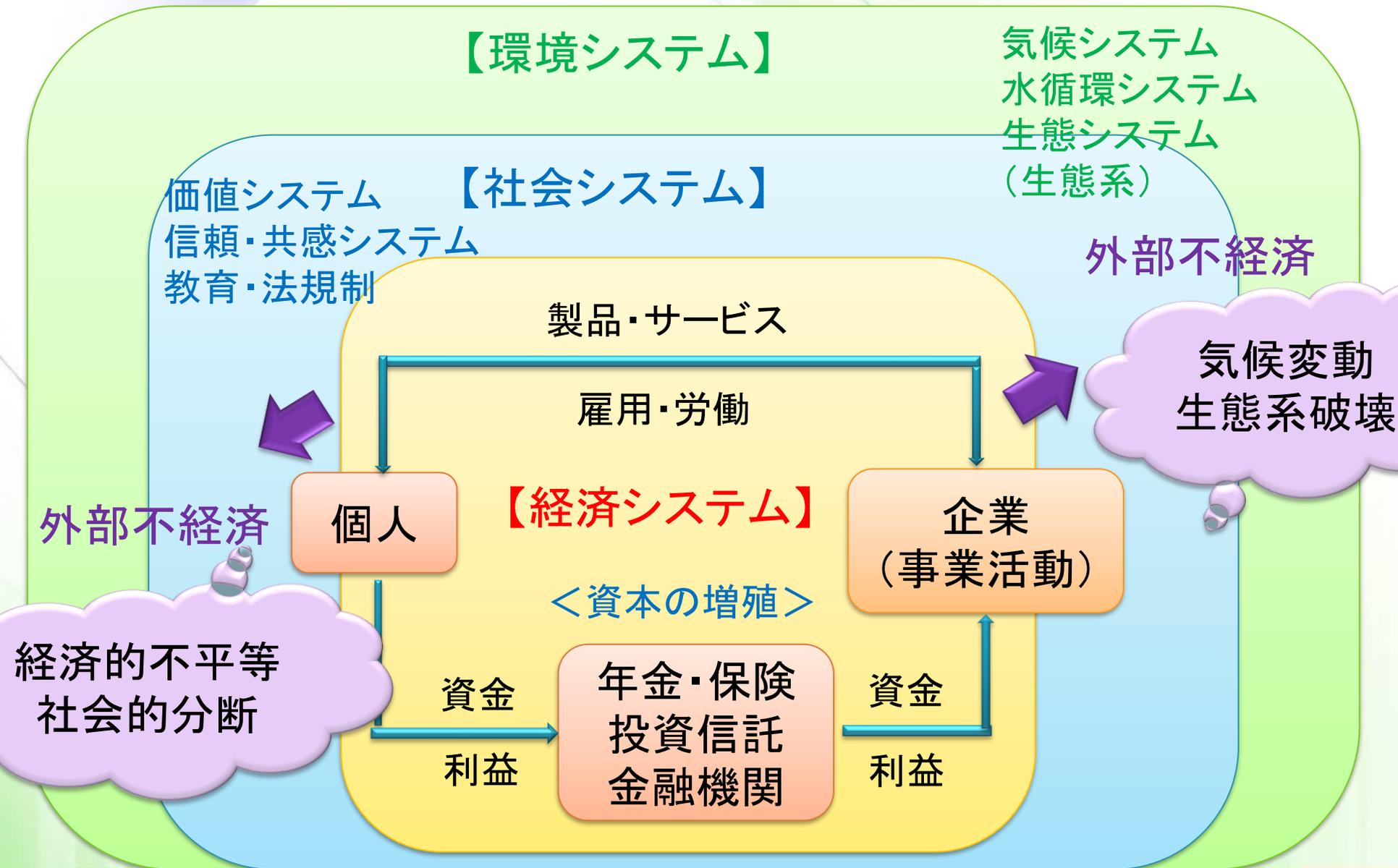
TEXTS ADOPTED

P9_TA(2023)0209

Corporate Sustainability Due Diligence

Amendments* adopted by the European Parliament on 1 June 2023 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM(2022)0071 – C9-0050/2022 – 2022/0051(COD))¹

なぜ企業・投資家がSDGsに取り組むのか



責任投資原則(PRI)の6項目

2006年4月公表

1. **ESG**課題を投資の分析と意思決定のプロセスに組み込む。
2. 積極的な株主となり、**ESG**課題を株主としての方針と活動に組み込む。
3. 投資先企業に**ESG**課題に関する適切な情報開示を求める。
4. 投資業界がこれらの原則を受け入れ、実践するよう促す。
5. 原則の実施にあたって、効果が高まるよう相互に協力する。
6. 原則の実施に関する活動と進捗について報告する。

E : Environment 環境

S : Social 社会

G : Governance ガバナンス

責任投資原則(PRI)署名機関の推移

署名機関の資産総額
(単位:10億ドル)

署名機関数



出所: PRIホームページ (<https://www.unpri.org/pri/about-the-pri>) より

PRI署名機関の内訳

国名	Asset Owner	Investment Manager	Service Provider	合計
アメリカ	72	915	86	1,073
イギリス	97	638	125	860
フランス	39	345	24	408
ドイツ/オーストリア	75	219	37	331
オーストラリア/ニュー ジーランド	40	207	23	270
カナダ	59	166	14	239
スイス	33	168	35	237
中国	4	99	33	136
日本	27	84	11	122
ブラジル	15	98	8	121
合計	728	4,084	543	5,356

出所: PRIウェブサイトを基に筆者作成(2023年6月11日時点)

誰が推進しているのか

投資家グループ

PRI
GFANZ
Climate Action 100+

その背後に熱心な機関
投資家
(例)
ABP、ノルウェー政府年
金、APファンド、Amundi、
BlackRock、CalPERS

自発的に動く投資家層
アジア地域の政府・取引所等の動き

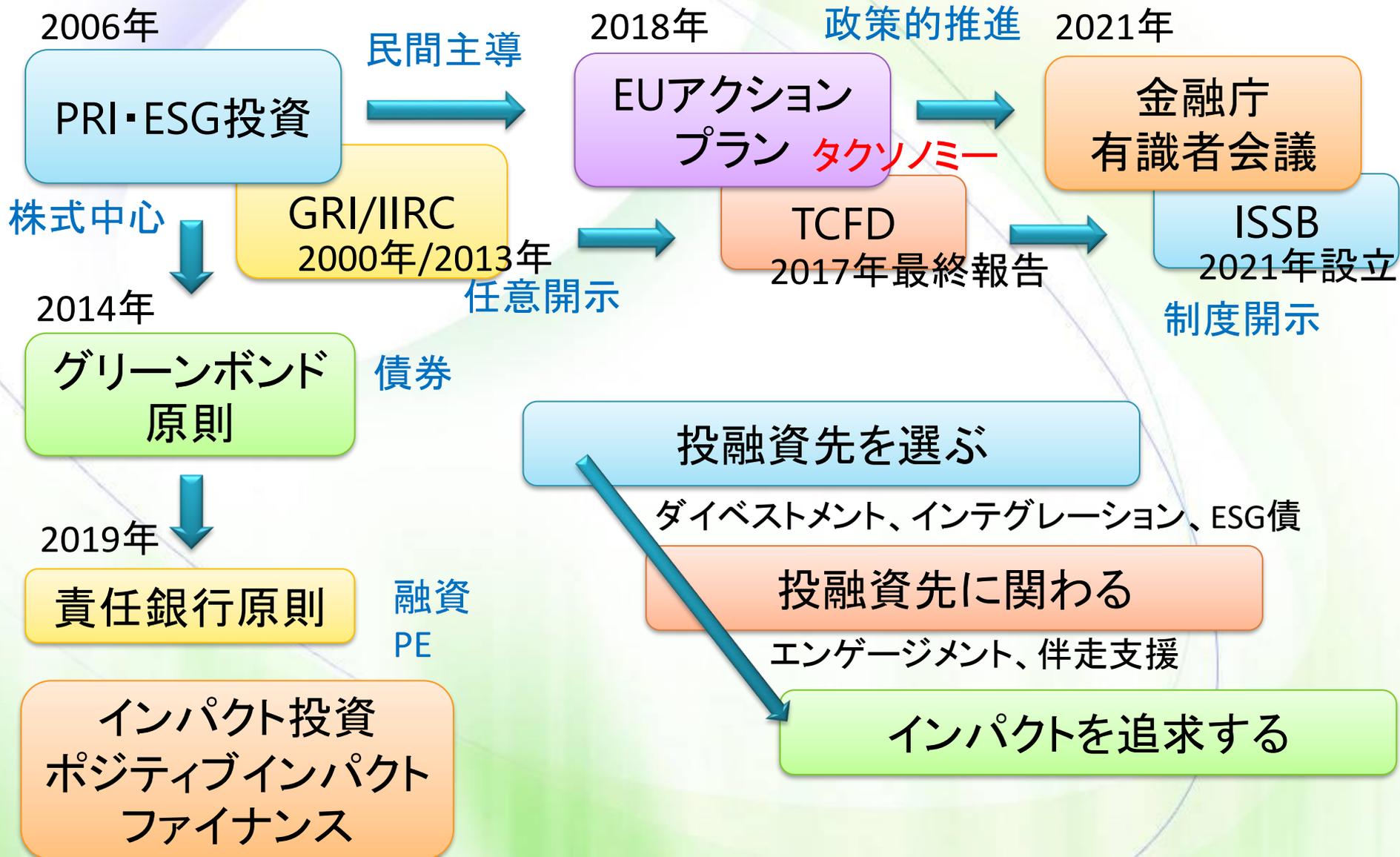
政府・公的機関

EU / 欧州委員会
TCFD / ISSB / UNEP FI
金融庁/経産省/環境省

NGO

CDP / CERES
AS YOU SOW / ICCR
Carbon(Planet) Tracker

サステナブルファイナンスの拡がり



サステナブルファイナンスの論理

リスク・リターンの改善

ESG要因を考慮することは中長期的に投資のリスク・リターンの改善に資する。

ユニバーサルオーナーシップ

市場の大部分の銘柄に投資するユニバーサルオーナーにとって、投資の負の外部性を考慮することが、ポートフォリオ全体の価値を守ることにつながる。

サステナビリティ選好

資金の最終的な出し手である受益者は金銭的リターンだけでなく、サステナビリティに配慮したいという選好 (Preferences) がある。

ESGインデックス

[ESG指数] GPIFのESG指数の例

GPIFが採用するESG指数一覧

総合型指数

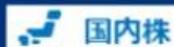
FTSE Blossom
Japan Index



国内株

9,830億円

FTSE Blossom
Japan Sector Relative Index



国内株

8,000億円

MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数



国内株

2兆990億円

MSCI ACWI
ESGユニバーサル指数



外国株

1兆6,187億円

E
(環境)

S
(社会)

G
(ガバナンス)

テーマ指数

S&P/JPXカーボン・エフィシエント
指数シリーズ



国内株

1兆5,678億円



外国株

3兆3,906億円

MSCI 日本株
女性活躍指数 (WIN)



国内株

1兆2,457億円

Morningstar
ジェンダー・ダイバーシティ指数
(GenDi)



外国株

4,195億円

<https://www.gpif.go.jp/esg-stw/esginvestments/>

サステナビリティ情報開示の歴史

1989年

CERES

Coalition for Environmentally
Responsible Economies
環境報告書を提唱

CERESを母体
として設立

2000年

GRI

Global Reporting Initiative
サステナビリティ報告の
最初のガイドライン

現在はGRI Standards

CDP

Carbon Disclosure Project
2002年に最初の質問状

現在は水・森林・サプライ
チェーン・Cityへと展開

A4S

Accounting for Sustainability

IIRC

International Integrated
Reporting Council
2013年に統合報告の国際
フレームワークを公表

合流

2017年

TCFD

反映

SASB

Sustainability Accounting
Standards Board (米国)
2013年に最初のガイドライン

合流

ISSB

【EU・欧州委員会】

2003年 会計法現代化指令

2014年 非財務報告指令 (NFRD)

2022年 企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)

TCFD報告(2017年6月)

金融安定理事会
(Financial Stability Board: FSB)



気候関連財務情報開示に関する
タスクフォース
(Task Force on Climate-related
Financial Disclosures: TCFD)



<気候リスク>

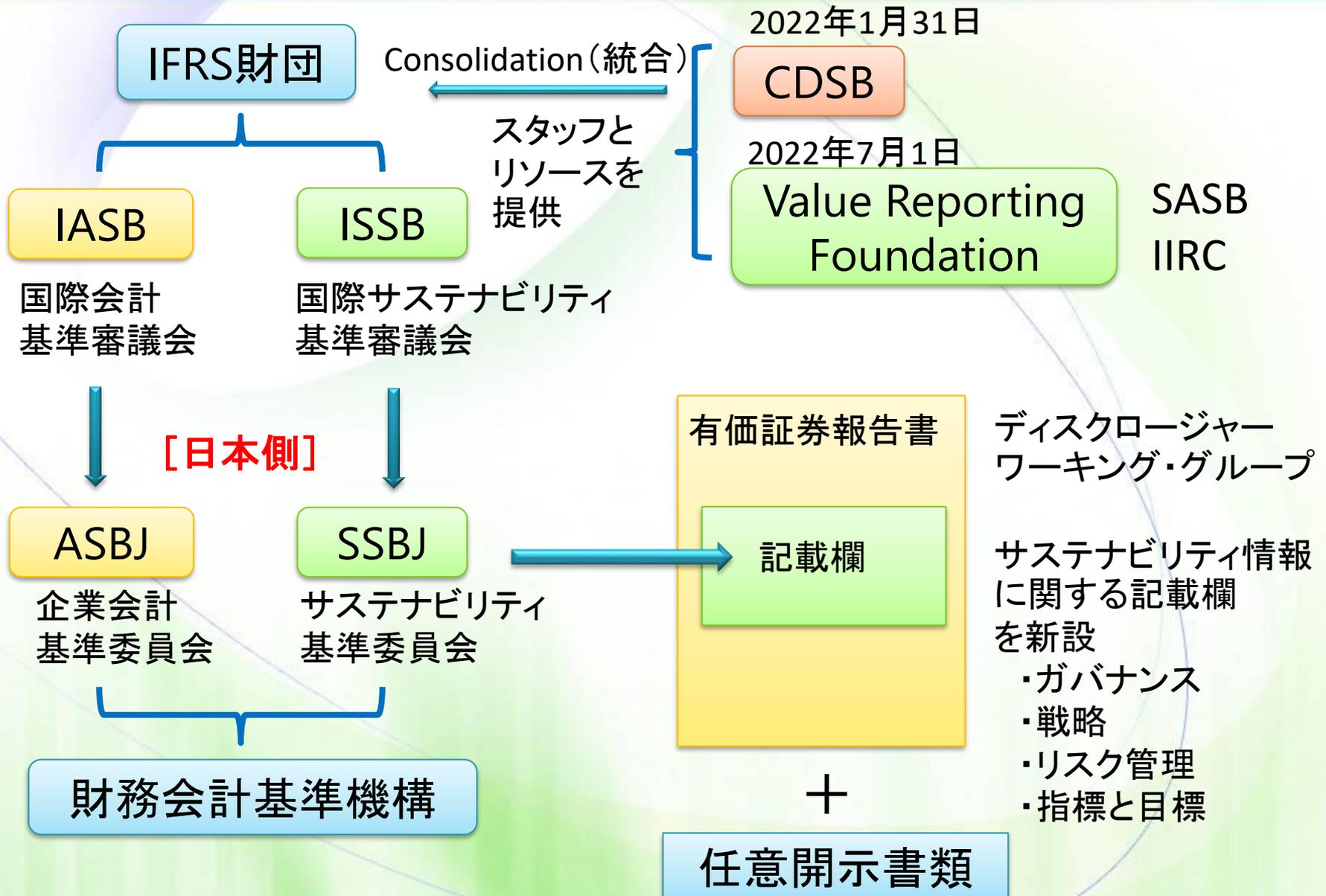
物理的リスク : 海面上昇、豪雨水害等による損失のリスク

移行リスク : 脱炭素社会への移行に伴うビジネス上のリスク

➡ 正しく価格に織り込まれず、市場にリスクが蓄積している。

気候リスク・機会に関する①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標の開示を提唱。

サステナビリティ情報開示の国際基準作り



ISSBのIFRS S1号・IFRS S2号公表



2023年6月26日公表

IFRS SI 全般的な要求事項の概要

【目次】

OBJECTIVE (目的)

SCOPE (本基準の適用範囲)

CONCEPTUAL FOUNDATIONS (概念的基礎)

Fair presentation (公平な表現) / Materiality (重要性) / Reporting entity (報告企業の範囲) / Connected information (情報の整合性)

CORE CONTENT (主要な開示項目)

Governance (ガバナンス) / Strategy (戦略) / Risk management (リスクマネジメント) / Metrics and targets (指標と目標)

GENERAL REQUIREMENTS (全般的な要求事項)

Sources of guidance (参照すべきガイダンス) / Location of disclosures (開示する場所) / Timing of reporting (報告のタイミング) / Comparative information (期間) 比較可能な情報 / Statement of compliance (基準への準拠の宣言)

JUDGEMENTS, UNCERTAINTIES AND ERRORS

Judgements (判断) / Measurement uncertainty (測定の不確実性) / Errors (誤謬)

APPENDICES

Appendix A 用語の定義

Appendix B 適用のためのガイダンス

SSBJの対応

- サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、財務会計基準機構(FASF)の下、企業会計基準委員会(ASBJ)と並ぶ形で、2022年7月1日に発足。
- 委員13名(うち常勤2名、非常勤11名)
- 第7回委員会(2023年1月18日)において、ISSBのS1基準及びS2基準に相当する基準(日本版S1基準及び日本版S2基準)の開発を審議テーマとすることを決定。

公開草案	2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)
確定基準	2024年度中(遅くとも2025年3月31日まで)
適用時期	確定基準公表後に開始する事業年度(2025年4月1日以降に開始する事業年度)から適用可能の予定。

ISSBのAgenda Prioritiesに関する質問

Comment on: Strategic direction and balance of ISSB's activities

質問: ISSBの活動の戦略的方向性とバランスとして、(1)から(4)の活動のどれを優先すべきか？

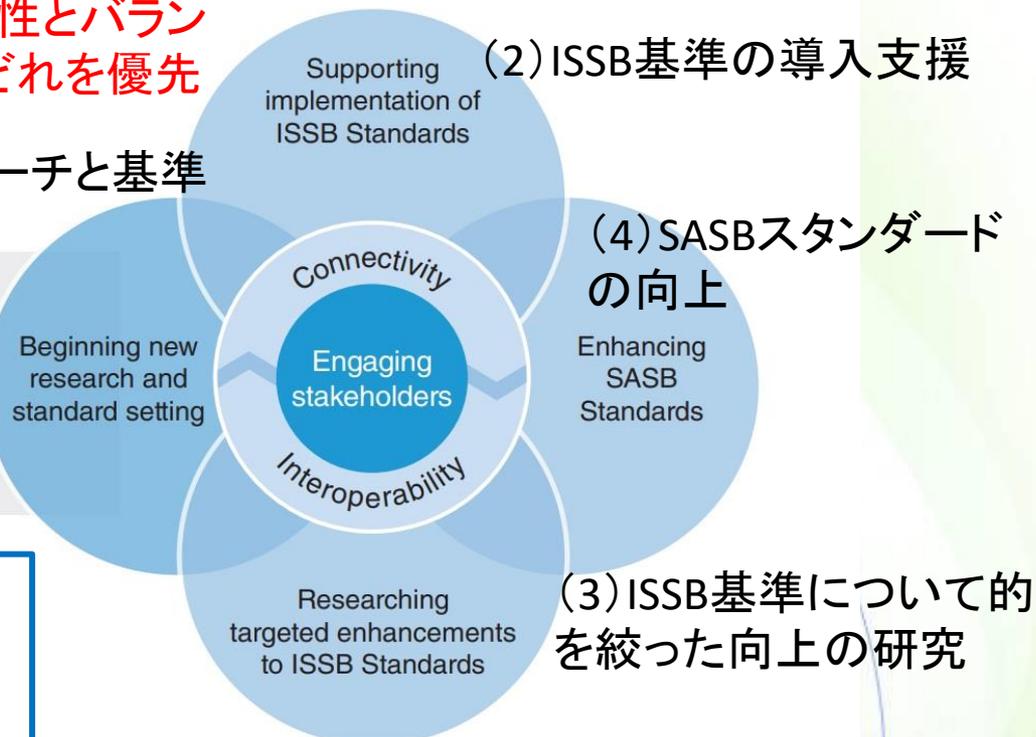
(1) 新たなリサーチと基準策定の開始

Comment on:

- Criteria for assessing new projects
- Priority, scope and structure of new projects

新基準の候補分野

1. 生物多様性と生態系
2. 人的資本
3. 人権
4. 財務報告への情報の統合

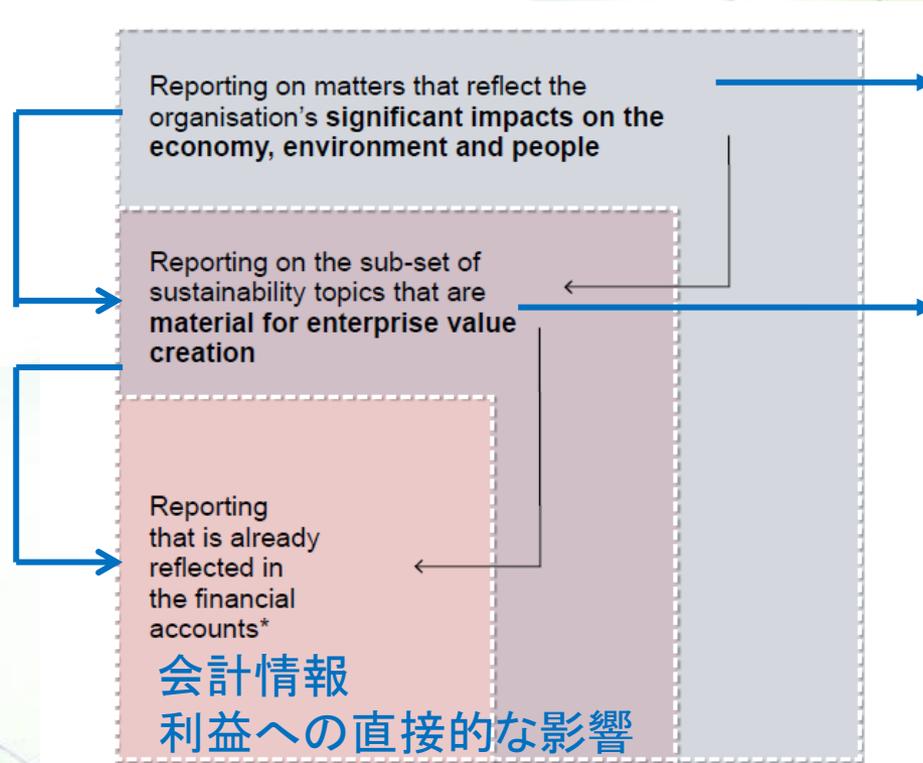


質問: ISSBの限られたリソースを考え、新基準の開発は1つに絞るべきか。そうだとしたら、どれを選ぶべきか。それとも複数のプロジェクトを同時に進めるべきか。その時の優先順位は？

3つのマテリアリティ

CDSB、CDP、GRI、IIRC、SASB(2020年9月) Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting

「ダイナミック・マテリアリティ」
サステナビリティトピックは時間と共に変化する。



企業活動が環境・社会に与える影響
(ダブル・マテリアリティ)

ESG要因が企業経営に与える影響
(シングル・マテリアリティ)

欧州CSRD(企業サステナビリティ報告指令)

16.12.2022

EN

Official Journal of the European Union

L 322/15

DIRECTIVES

DIRECTIVE (EU) 2022/2464 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

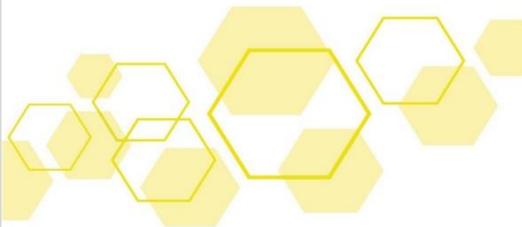
of 14 December 2022

amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting

(Text with EEA relevance)

DRAFT EUROPEAN SUSTAINABILITY REPORTING STANDARDS

ESRS 1 General requirements



November 2022

EFRAG

2022年12月14日、CSRD成立。
2014年の非財務報告指令(Non-Financial Reporting Directive: NFRD)の改正。
2024年から従業員数500人以上の大企業に適用
2025年から従業員数250人以上の企業にも適用
2028年からEUに一定の子会社・支店を持つ企業への域外適用を開始。



EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group) が2022年11月に開示基準の最終案を承認。2023年中に欧州委員会のDelegated Actとして制定の予定。